

令和4年度第2回学校給食浅科センター運営委員会会議次第

日 時 令和4年10月 28 日 (金)

14:00分 ~

場 所 浅科小学校・会議室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 会 議 事 項

(1) 令和4年度給食会計 報告について
令和4年度給食会計 監査報告

(2) 佐久市学校給食センター給食会計の基本事項（令和4年度）の一部改正（案）
について

(3) その他

4 閉 会

令和4年度佐久市学校給食浅科センター給食会計 監査資料

収支残額調書

(単位：円)

区 分	金 額	備 考
収 入 合 計 額	10,668,010	
支 出 合 計 額	10,211,229	
差 引 残 額	456,781	

収入の部

(単位：円)

区 分	金 額	備 考
給 食 費	10,596,000	別紙参照
負 担 金	0	
預 金 利 子	3	JA佐久浅間 8/22 3円
繰 越 金	47,122	前年度繰越金
返 金	24,885	誤振込に依る返金
合 計	10,668,010	

支出の部

(単位：円)

区 分	金 額	備 考
給食物資購入代金	10,196,251	
返 還 金	11,678	アレルギー対応
手 数 料	3,300	振込手数料
合 計	10,211,229	

学校別給食費・返還金・手数料 (令和4年4月～令和4年8月)

(単位:円)

学校名等		月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	合計
浅科小学校	給食費		1,303,020	1,514,970	1,850,850	1,476,360	585,360		6,730,560
	返還金		1,952	2,196	2,684	2,196	854		9,882
	手数料		330	330	330	330	330		1,650
浅科中学校	給食費		723,850	925,350	958,210	656,890	381,920		3,646,220
	返還金		394	394	504	336	168		1,796
	手数料		330	330	330	330	330		1,650
学校給食 浅科センター	給食費		41,830	49,770	57,400	47,020	23,200		219,220
その他	給食費		0	0	0	0	0	0	0
合計	給食費		2,068,700	2,490,090	2,866,460	2,180,270	990,480		10,596,000
	返還金		2,346	2,590	3,188	2,532	1,022		11,678
	手数料		660	660	660	660	660		3,300

学校別給食実施日数・食数 (令和4年4月～令和4年8月)

学校名等		月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	合計
浅科小学校	日数		16日	18日	22日	18日	7日		81日
	食数		4,826食	5,611食	6,855食	5,468食	2,168食		24,928食
浅科中学校	日数		16日	19日	20日	17日	8日		80日
	食数		2,335食	2,985食	3,091食	2,119食	1,232食		11,762食
学校給食 浅科センター	日数		16日	19日	22日	18日	9日		84日
	食数		137食	163食	188食	154食	76食		718食
その他	日数								0日
	食数								0食
合計	日数		16日	19日	22日	18日	9日	0日	84日
	食数		7,298食	8,759食	10,134食	7,741食	3,476食	0食	37,408食

※ 合計の日数は、学校給食浅科センターの稼働日数です。

主食副食別給食物資購入代金（令和4年4月～令和4年8月）

（単位：円，％）

月 区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	前期計	構成比
白米代	96,077	129,103	138,110	108,086	39,031		510,407	5.01
パン・麺代	189,147	189,236	239,342	154,526	80,986		853,237	8.37
牛乳代	443,476	541,342	626,394	424,371	215,923		2,251,506	22.08
副食代	1,334,274	1,635,201	1,680,418	1,223,604	707,604		6,581,101	64.54
合計	2,062,974	2,494,882	2,684,264	1,910,587	1,043,544	0	10,196,251	100.00

（注）給食物資購入代金の支払いは原則として月末締め翌月払い。

佐久市学校給食センター給食会計の基本事項 (令和4年度)

見直し案

(根拠：佐久市学校給食センター条例施行規則)

- 1 この基本事項は、佐久市学校給食南部センター・北部センター・臼田センター・浅科センター・望月センター（以下、「給食センター」という。）に係る給食および給食費の会計に関して、必要な事項を定めることを目的とする。
- 2 給食センターの行う給食は、月曜日から金曜日までの昼食時に実施するものとする。
- 3 給食費の区分は次のとおりとし、一食単価額については施行規則第16条 1項に基づき、運営委員会が決定する。

(1) 小学生 270円

(2) 中学生 310円

(3) 職員 小学校職員は小学生と、中学校職員・給食センター職員は中学生と同額とする。

ただし、令和4年度においては、原油価格・物価高騰等総合緊急対策に基づく「新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金」の活用により、学校給食費の一部（食材費高騰に伴う影響額）を補助する「給食センター物価高騰対策事業」をもって、保護者負担の軽減を図るものとするが、当該事業の本旨から職員分を算定に含めることはできないため、当該負担分として上記にそれぞれ10円を加算する。

なお、令和4年10月1日から令和5年3月31日までを当該加算適用期間とする。

(4) 給食試食者 給食試食者の徴収金は、提供したメニューにより前記(1)(2)に準じるものとする。

- 4 給食費の徴収は、1食単価（日額）に当該月の給食実施総人数を乗じた額とする。
- 5 学校は、翌月分の給食実施予定を、毎月定められた提出日までに学校給食センター係長（以下、「係長」という。）に提出するものとする。
給食実施予定には、行事等の欠食や短縮日課に伴う時間変更を記載する。
行事等の欠食がある場合、「給食人員変更届」を合わせて提出する。
その後変更が生じた場合は、給食センターが定める期限までに報告する。
なお、給食実施予定提出後、行事等が中止となった場合での給食提供は行わないため、お弁当対応とする。
- 6 インフルエンザなどによる学級閉鎖などで給食を受けなくなるときは、【給食人員変更届】により係長に報告するものとする。この場合、土・日・祝日を除き3日後から変更できるものとする。
なお、3月分については変更ができないものとする。
- 7 個人（児童生徒及び職員）単位の変更については、原則として連続5日以上欠食の場合【給食人員変更届】により係長に報告するものとする。この場合、土・日・祝日を除き3日後から変更できるものとする。
なお、3月分については変更ができないものとする。
- 8 台風等自然災害による学校閉鎖で給食が停止となった場合の給食費は原則、徴収するものとする。
- 9 毎月の人員確認は、翌月の月初めに給食センターから送付する人員表（給食連絡日誌等）で各校が確認し、それを速やかに給食センターに返送し決定する。
- 10 給食費は、9で確認された受配校の月人員に1食単価を乗じた額を、給食センターが給食費納入通知書（10日前後）により請求する。
学校は、指定日（20日前後）までに指定口座に振り込むこととする。（ただし3月分は当月納入とする。）
- 11 会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

- 12 アレルギー対応食提供事業等に伴う返金額は、別表のとおりとする。(一食当たり単価、消費税込)
ただし、副食についての返金は、できないものとする。

※ 上記に定めのない各センター固有の事項等については、それぞれ対応することとする。
また、各センターの対応事項は学校給食課長に届け出るものとする。

別 表 (令和4年度)

区 分	牛 乳	米 飯	パ ン	ソフトめん
小 学 校	61円	21円	51円	51円
中 学 校	61円	29円	56円	57円

←※枠内の文字を加える。